

別添 2

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
	既往歴	○	□
	(うち服薬歴)	※	□
	(うち喫煙歴)	※	□
	業務歴	○	
	自覚症状	○	□
	他覚症状	○	□
	身長	○	□
	体重	○	□
	BMI	○	□
	腹囲	○	□
	視力	○	
	聴力	○	
	胸部エックス線検査	○	
	喀痰検査	○	
	血圧	○	□
貧血検査	血色素量	○	□
	赤血球数	○	□
肝機能検査	AST(GOT)	○	□
	ALT(GPT)	○	□
	γ-GT(γ-GTP)	○	□
血中脂質検査	LDLコレステロール	○	□
	HDLコレステロール	○	□
	血清トリグリセライド	○	□
血糖検査	空腹時血糖	●	□
	HbA1C	●	□
	随時血糖 <sup>#</sup>	●	□
尿検査	尿糖	○	□
	尿蛋白	○	□
	心電図検査	○	□

○…労働安全衛生法の定期健康診断の必須項目

●…労働安全衛生法の定期健康診断の選択実施項目

□…高齢者医療確保法で保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目

※…必須ではないが、聴取の実施について協力依頼済

#原則として空腹時血糖又はHbA1Cであるが、食事摂取後に血糖検査が行われた場合には、食事から検査までの経過時間を記録する等、適正に検査結果が評価できるような配慮をすることが望ましい。

注)「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(平成19年4月厚生労働省健康局)第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に対して提供を求めることができる。

貧血、20歳からの体重変化、30分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、1年間の体重変化、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望